

労働契約

○労働契約

労働契約とは、労働条件について、ひとりひとりの労働者と、使用者が交わす契約のことです。使用者は、労働者に対して、賃金、労働時間などの労働条件を、書面に記載して渡さなければなりません。賃金などが口約束だったために、証拠がなく、トラブルが発生することもあるので、契約書などに、できるだけ詳しく労働条件を取り決めておくことが大切です。契約書が日本語で書かれている場合は、母国語に翻訳してもらい、内容を確認してください。

○必ず書面で明らかにしなければならない労働条件

- (1) 労働契約の期間
- (2) 期間の定めがある契約を更新する場合の基準に関する事
- (3) 仕事をする場所、仕事の内容
- (4) 仕事を始める時刻と終わりの時刻、決められた労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など
- (5) 賃金の決定、計算および支払いの方法、締切および支払いの時期、昇給に関する事
- (6) 退職に関する事

会社に、労働条件やサービス規定を定めた「就業規則」がある場合は、見せてもらって、内容を確認することが必要です。

問い合わせ先 西宮労働基準監督署 0798-26-3733
兵庫労働局監督課 外国人労働者相談コーナー（対応言語：中国語）
0570-001702
その他言語については、こちらをご覧ください。
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。